

No.	質問	回答
【概要】		
1	CN投資促進税制の適用を受けるためには何をすればいいか。	CN投資促進税制は、主務大臣の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う取組に必要な設備投資を対象とした税制となります。このため、まずは事業適応計画を作成し、認定を受けなければなりません。当該事業適応計画に係る取組の内容が属する事業分野を所管する省庁までご相談下さい。
2	炭素生産性とは何か。	炭素生産性は、よりCO ₂ を排出せずに収益を上げていくことを評価する指標です。 「付加価値額÷エネルギー起源CO ₂ 排出量」で計算します。また、付加価値額は、「営業利益+人件費+減価償却費」で計算します。なお、「営業利益」は、「売上総利益」とすることも可能です。
【要件関係】		
3	炭素生産性の向上要件について、1%、10%、15%、17%、20%はそれぞれ何が違うのか。	事業適応計画の認定を受けるためには、中小企業者等以外の場合には、原則として事業者全体で、炭素生産性を15%以上（税額控除10%を利用する場合は炭素生産性を20%以上）向上させる目標を設定する必要があります。 中小企業者等の場合には、原則として事業所全体で、炭素生産性を10%以上（税額控除14%を利用する場合は炭素生産性を17%以上）向上させる目標を設定する必要があります。 また、計画に記載された炭素生産性向上に向けた取組のうち、設備投資を実施する事業所（工場や店舗）の炭素生産性を1%以上向上させる設備が税制の対象になります。
4	炭素生産性の向上要件について、事業者全体を用いる場合と事業所を用いる場合の違いは何か。	事業適応計画の炭素生産性向上目標は、原則として事業者全体のものとして設定します。ただし、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者等である場合は、事業所を単位として目標を設定することができます。 また、計画に記載された設備投資が税制対象となるかは、その設備を導入する事業所単位で計算します。
5	炭素生産性15%以上（中小企業者等の場合、10%以上）向上はどのように示せば良いか。	目標年度の炭素生産性と基準年度の炭素生産性を比較します。 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した事業年度 基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度
6	二酸化炭素排出量の計算はどのようにすれば良いか。	二酸化炭素排出量の算出方法は、省エネ法の定期報告における算出方法を準用しています。詳細は「生産工程効率化等設備に関する命令（以下「設備命令」という。）」をご確認ください。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。 また、省エネ法の定期報告の対象外の方などは、以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。 エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール： https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyotekio.html
7	二酸化炭素排出量の計算の根拠資料はどのようなものがあれば良いか。	エネルギー起源二酸化炭素排出量については、排出量の算出の前提となるエネルギー使用量や電気の排出係数等についてご説明ください。 ただし、電気の排出係数は、基準年度と目標年度は同一の排出係数を用いてください。 なお、計算ツールを用いて算出した場合は、当該計算ツールを提出してください。
8	生産工程効率化等設備については、「設備（機械若しくは装置、器具若しくは備品、建物附属設備若しくは構築物若しくはこれらを組み合わせたもの又は車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）をいい・・・）」とされているが、「組み合わせたもの」とはどういうものが該当するのか。	機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物のいずれかに該当する設備のうち複数の設備をセットで用いることを前提にその機能を発揮するものやエネルギーの合理的な利用を実現するものが該当し得ます。なお、設備の使用形態によって個別に判断が必要なケースもありますので、申請の事前相談時にご相談ください。 なお、「車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）」については、国土交通省ホームページ掲載「鉄道車両を対象設備とする場合の留意点」をご参照ください。 (例) <組み合わせたもの> ・ある生産ラインを構成する複数の加工装置 ・太陽光発電設備と一緒に利用することが前提の蓄電池 ・同一のEMSで制御することを前提に刷新した熱源設備一式 <組み合わせたものではない> ・ある生産ラインを構成する加工装置と、事業所全体に電気を供給する自家発電設備
9	事業所に導入した生産工程効率化等設備をすべてまとめて炭素生産性1%以上向上を示せば良いのか。	各生産工程効率化等設備で炭素生産性1%以上向上を示す必要があります。例えば、生産ラインを構成する加工装置と、事業所全体に電気を供給する自家発電設備はそれぞれで炭素生産性1%以上向上することを示す必要があります。
10	製造ラインの増設等、当該設備の導入前後で比較して二酸化炭素の排出量が増える場合であっても、炭素生産性1%以上向上する設備であれば対象となるのか。	今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大等により、市場の獲得を目指す計画であれば対象となります。中長期的にどの程度の市場シェアの獲得を目指すのかなどな目標を、認定申請の様式1、(2)記入してください。
11	再エネ由来の電力への切り替えやクレジット制度の利用など設備投資以外の活動による二酸化炭素排出量の削減も炭素生産性の算定に含めることはできるのか。	再エネ発電由来も含め、電力メニューの切替えやJ-クレジット制度やJCMの利用など設備投資以外の活動による二酸化炭素排出量の削減は炭素生産性の向上に含まれません。

12	PPA（パワー・パーチェス・アグリーメント）契約により事業所の敷地内に導入する設備によるエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減分は炭素生産性の算定に含めることはできるのか。	個々のPPA契約の形態によりですが、一般的にPPA契約により敷地内に設置された発電設備は、電気の利用者側の資産ではなく、PPA事業者の所有資産であり、設備投資によるものではないことから、炭素生産性の算定に含めることはできません。
13	CN投資促進税制は、産業競争力強化法に課税の特例に関する規定がないがなぜか。また、課税の特例を受けることは可能か。	CN投資促進税制は、産業競争力強化法に「課税の特例」に関する条文はございませんが、租税特別措置法において税制について規定されており、事業適応計画の認定を受けることで税額控除又は特別償却の適用を受けることが可能です。
14	基準年度や目標年度の「他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数」はいつ時点のものを用いればよいか。	基準年度については、当該年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数として公表されているものを使用してください。例えば、2023年度が基準年度の場合は、2023年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数を使用してください。 また、目標年度についても、基準年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いた係数を使用してください。 電気事業者別排出係数一覧（外部リンク）： https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc
15	「3,000キロリットル（原油換算）」とあるが、これはどのように計算すればよいか。	原油換算の数値は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第2条第2項に規定する「原油換算エネルギー使用量」として計算される数値としてください。
【期間関係】		
16	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが行われていないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
17	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
18	CN投資促進税制を利用するためにはいつまでに対象設備を取得等及び事業供用すればよいか。	CN投資促進税制の適用を受けるためには、2026年3月31日までに計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日までに、対象設備を取得等をし、国内事業の用に供する必要があります。
19	CN投資促進税制を利用するためにはいつまでに申請すればよいか。	CN投資促進税制を利用するためには、2026年3月31日までに計画の認定を受ける必要があります。計画の認定審査には一定の期間を必要とし、またその期間は計画の内容によっても異なりますので、2025年中には計画の申請をすることが望ましいです。申請がぎりぎりになる場合は個別にご相談ください。
【対象資産関係】		
20	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
21	設備の修繕は対象となるか。	設備の修繕は対象となりません。
22	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転リース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外です。
23	PPA契約により事業所の敷地内に導入する設備は対象となるか。	個々のPPA契約の形態によりですが、一般的にPPA契約により敷地内に設置された発電設備は、電気の利用者側の資産ではなく、PPA事業者の所有資産であり、設備の取得に該当しないことから税制の対象となりません。
24	どのような設備が生産工程効率化等設備に該当するか。	設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備が生産工程効率化等設備となります。
25	生産工程効率化等設備の対象外とされる広く一般に流通する照明設備及びエアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）とは具体的に何か。	広く一般に流通する照明設備とは、事務所や工場、店舗に設置されるLED照明設備を、エアコンディショナー（使用者の快適性を確保するために使用されるものに限る。）とは、いわゆるエアコンを指します。他方、クリーンルームに使用される空調設備等、産業用途のものについては生産工程効率化等設備の対象となります。 なお、「広く一般に流通する」とは、それが特注品ではなく、市場において一般に入手可能な状態にある規格品や普及品であるということを示します。そのため、例えば、オーダーメイド式の照明設備やエアコンディショナーであっても、既製品である照明設備やエアコンディショナーについて、導入する事業所の面積や場所等を踏まえ、その設備の配置や設定を調整する場合や、設備メーカーがあらかじめオプション等として用意する機能を付加する場合には、その設備そのものは、広く一般に流通しているものといえるため、対象外となります。家電量販店等で販売されていないことだけをもって、それが広く一般に流通していないものに該当することはありませぬので、ご注意ください。 また、LED照明設備やエアコンは、生産工程効率化等設備の対象外のため、CN投資促進税制の対象となりませんが、これらの設備投資を事業適応計画の取組に位置づけ、投資を行う場合は、計画全体の炭素生産性の算出に含めることは可能です。
26	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	法人税関連の措置については、設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象となります。
27	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。	計画に記載のない設備は税制の対象外です。投資内容を変更する場合は、計画の変更申請をしてください。

28	計画変更により追加した設備はいつまでに事業の用に供する必要があるのか。	最初に認定を受けた日以後3年以内に事業の用に供する必要があります。
29	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	製品名や型番を計画に記載することは求めませんが、申請者側では炭素生産性の向上率の計算が必要ですので、購入予定の設備について、炭素生産性の計算が可能なレベルでの性能を把握しておく必要があります。
30	既に投資することが決定されている設備はCN投資促進税制の対象となるのか。	2024年3月31日までに、具体的な設備投資金額を含め、組織として投資決定している設備は対象となりません。認定申請にあたっては、設備投資計画を含めた事業適応の経営の方針の決議又は決定の過程を示す資料を提出してください。なお、同日以前に決議又は決定がされた投資計画であっても、以下のいずれかに該当するエネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が高まることが認められる変更が行われ、2024年4月1日以後に改めてその経営の方針の決議又は決定がされた場合のその決議又は決定に係るものは、対象となります。 ①導入することが決定されている設備を、よりエネルギー消費効率が高い設備へ変更する。 ②導入することが決定されている設備とセットで用いることで、エネルギーの合理的な利用を実現することができる設備を追加で導入する。 ③導入することが決定されている設備投資を1年以上前倒す。
31	自ら対象設備の製造又は建設をする場合において、計画の認定前に対象設備の製造又は建設を開始した場合、CN投資促進税制の適用を受けることができるのか。	計画の認定前に計画に記載される設備の製造又は建設を開始している場合のその設備はCN投資促進税制の対象外となります。
32	これまでに事業適応計画の認定を受け、CN投資促進税制の適用を受けた事業者は、改めてCN投資促進税制の適用を受けることは可能なか。	可能です。 なお、改めてCN投資促進税制の適用を受けようとする事業者は、次の場合に応じて必要な計画の申請等が異なりますのでご注意ください。 ①新たな設備の取得等が2024年3月31日までにした申請に基づき認定を受けた計画（既存の認定計画）の期間内に行われるものである場合において、その設備についてCN投資促進税制の適用を受けるためには、対象設備を追加等するための既存の認定計画の変更認定申請を2024年4月1日以後に行い、その変更の認定を受ける必要があります。（この変更の認定を受けなかった場合には、既存の認定計画に従って2024年4月1日以後に取得等をした設備についてはCN投資促進税制の適用を受けることができません。）なお、2024年4月1日以後に変更認定申請を行う場合、新たな炭素生産性の向上要件（中小企業者等の場合は10パーセント以上、中小企業者以外の場合は15パーセント以上）等を満たす必要があります。また、初回の計画認定日から3年以内に取得等し、事業の用に供する必要があることにご注意ください。 ②新たな事業適応の取組が既存の計画期間の終了後に行われるものである場合には、新たな事業適応計画を作成し、2024年4月1日以後に新規の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、新たな事業適応計画の審査に当たっては、既存の認定計画に記載されている炭素生産性の数値との連続性や整合性等を確認します。
33	既存の設備につき、資本的支出を行った場合は税制の対象となるのか。	原則として、CN投資促進税制の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産についてCN投資促進税制の適用を受けることができます。
34	中古品、貸付設備は対象となるのか。	中古品、貸付設備は対象となりません。
【下限関係】		
35	投資額下限はあるか。どのように計算すればいいのか。	CN投資促進税制には投資額の下限はありません。
36	共同で事業適応計画の申請を行う場合の下限値はどのように考えればいいのか。	同上
37	投資対象設備当たりの下限はあるか。	同上
38	投資実績額が、下限値を下回った場合、罰則があるのか。	同上
【上限関係】		
39	500億円の考え方は何か。	上限500億円は、認定の要件ではなく、あくまで特別償却及び税額控除の額の計算の基礎となる投資額の最大値を表すものです。このため、600億円の投資計画であっても認定を受けることはできますが、特別償却限度額又は税額控除限度額は500億円を基礎として計算されます。
40	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
41	特別償却限度超過額の繰越しは可能か。	1年に限り、特別償却限度額のうち、前年度に損金の額の計算に入れなかった額を特別償却することができます。

42	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	DX投資促進税制の適用を受ける場合、DX投資促進税制とCN投資促進税制の合計で法人税額の20%までが上限となります。 DX投資促進税制以外の他の税制で税額控除の適用を受ける場合、CN投資促進税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の調整前法人税額の20%となります。ただし、その他の税制も含めた税額控除可能額が調整前法人税額の90%を超える場合は、90%を超える部分については控除できません。 (租税特別措置法第十条の六、第四十二条の十三)
【対象者】		
43	CN投資促進税制の対象となる事業者には制限はあるのか。	青色申告書を提出する個人・法人であれば、業種・資本金規模を問わず対象になり得ます。
44	機能会社として、子会社が設備を所有する形を取っているが、この場合、この設備を利用して事業を実施する他の子会社等がCN投資促進税制の適用を受ける余地はないのか。	あくまで取得した設備が対象となりますので、当該設備の所有権がない利用者の立場でCN投資促進税制の適用を受けることはできません。No.26のように共同所有である場合は、設備に設定している共有持分に基つき、当該設備の所有者として、CN投資促進税制の適用を受けることもあり得ます。
45	一事業者が複数の事業計画を申請し、CN投資促進税制の適用を受けることは可能か。	中小企業者等事業所単位での計画を作成する場合は、一事業者が複数の計画を申請して税制の適用を受けることも考えられます。ただし、この場合も、例えばA工場で複数計画を作成することは想定していません。当初作成し、認定を受けた計画に変更が生じた場合は、計画の変更申請をしてください。 なお、事業所単位での申請要件を満たす複数の事業所について、まとめて申請することも可能ですが、その場合は、それぞれの事業所毎に炭素生産性が分かるように申請してください。
46	CN投資促進税制において、中小企業者等とは何を指すのか。	「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は、租税特別措置法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。具体的には、経済産業省ホームページ掲載の「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント」の中小企業者等の定義をご覧ください。中小企業基本法で定める「中小企業者」と異なりますのでご注意ください。
47	計画の認定時には、No.46の中小企業者等に該当したが、その後、中小企業者等に該当しなくなった場合には、計画の変更は必要か。	中小企業者等と中小企業者等以外の事業者では計画の認定要件が異なるため、複数の事業所を有する場合で、認定時に中小企業者等に該当していた事業者が中小企業者等に該当しなくなった場合において、認定時に炭素生産性を事業所単位で測定していたときは、原則として事業者全体で測定した計画に変更する必要があります。また、複数の事業所を有しない場合や認定時に炭素生産性を事業者全体で測定していた場合であっても、認定時に中小企業者等に該当していた事業者が中小企業者等に該当しなくなった場合において、炭素生産性向上率の目標が15%未満であったときは、炭素生産性向上率の目標を15%以上となるように計画を変更する必要があります。したがって、これらの変更が必要な場合には、計画の変更認定申請を行ってください。これらの変更が必要であるにもかかわらず変更がされない場合には、認定が取り消されることとなります。
【その他】		
48	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
49	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
50	CN投資促進税制では、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
51	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるもの合計額となります。
52	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額となります。
53	同時期に、DX投資促進税制とCN投資促進税制に関する事業適応を行う場合、どのように申請すればいいか。それぞれ計画を作成する必要があるのか。	まとめてひとつの計画で提出することが可能です。ただし、DX投資促進税制の適用を受ける場合、DX投資促進税制とCN投資促進税制の合計で法人税額の20%までが上限となります。
54	事業適応の対象となる事業所と本社で管轄の経済産業局が異なるが、申請窓口はどうか。	原則、本社の属する地域を管轄する経済産業局に申請をしてください。